

をお願いする背景

トラック業界の働き方改革と 差し迫る2024年問題

平成31年
4月～

年休5日の取得が義務化

年10日以上の有給休暇を付与する社員に対し、基準日から1年以内に5日以上の有給休暇を取得させる義務が課せられました。

令和5年
4月～

残業割増賃金率の変更

月60時間を超える時間外労働に対し、50%以上の割増賃金率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

令和6年
4月～

時間外労働の上限規制

自動車運転者について、時間外労働の年960時間の上限規制が適応されます。将来的には一般職と同じ年720時間になることも予想されます。

改正改善基準告示が施行

自動車運転者の労働条件の向上を目的として、労働時間や休息时间について規制が改正されます。これにより、働く事が出来る時間が減少します。

1年の拘束時間

改正前
(年換算)

3,516時間

改正後

原則: 3,300時間
最大: 3,400時間

1か月の拘束時間

改正前
(月換算)

原則: 293時間
最大: 320時間

改正後

原則: 284時間
最大: 310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を基本とし、
継続9時間

トラック業界にとって安全運行の確保は社会的使命であり、これまでも様々な規制が強化されてきました。

備付・装着が
義務化

- スピードリミッター
- アルコール検知器
- 運行記録計[タコグラフ]
- ディーゼル微粒子除去装置 等

より安全な
運行を
目指すため

- ドライブレコーダー
- バックモニター
- 衝突被害軽減ブレーキ

先進安全機器へ多額の設備投資が求められる

年々運行コストが増大

近年ではSDGsやカーボンニュートラルなどへの対応も求められています。